

荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会〔第9回〕及び
荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会（第11回）
議事概要

1 日 時：令和7年3月12日（水）10:00～11:40

2 場 所：WEB会議（Microsoft Teams）

3 出席者：別紙「出席者名簿」のとおり

4 議 題：

（1）流域治水協議会に関する取組

1）流域治水プロジェクト 2.0 取組状況等更新（案）

2）令和6年度流域治水プロジェクト重点推進施策について

① 「要配慮者施設における避難確保計画作成」の推進

② 「校庭貯留等」の推進

③ 「集合住宅等民間施設との一時避難協定締結」の推進

3）東京ブロック、埼玉ブロック取組事例紹介

① 荒川第二・三調節地整備事業【荒川調節地工事事務所】

② 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推進【板橋区】

③ 雨水しみこみプロジェクト【東京都】

④ 集合住宅等民間施設との一時避難協定締結の推進【荒川区】

4）国土交通省における取組

（2）減災対策協議会に関する取組

1）要配慮者等利用施設の避難訓練実施促進に関する取組

令和6年度アンケート結果報告

2）避難訓練支援ツールの紹介等

3）第3回広域自治体連携ミーティング開催報告

4）自治体の取組事例紹介（北区、墨田区、葛飾区）

5 議事概要：

（1）流域治水協議会に関する取組

・流域治水プロジェクト 2.0 取組状況等更新（案）について説明（荒川下流河川事務所）

→本議事について、意見はなかった。

・令和6年度流域治水プロジェクト重点推進施策の「要配慮者施設における避難確保計画作成」、「校庭貯留等」、「集合住宅等民間施設との一時避難協定締結」

の取組推進について説明（荒川下流河川事務所）

→意見：江戸川区では、大規模水害時における避難については、広域避難を重点的に推進しているため、一時避難は希望がある場合にのみ対応している。一次避難以外の対策を進めている自治体もあるため、集合住宅の一時避難協定の締結の促進については、他自治体と一律に比較するような調査や資料にならないよう、ご配慮いただきたい。（江戸川区）

回答：ご指摘を踏まえて検討させていただく。（荒川下流河川事務所）

- 荒川第二・三調節地整備事業について説明（荒川調節地工事事務所）
→本議事について、意見はなかった。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推進について説明（板橋区）
→本議事について、意見はなかった。
- 雨水しみこみプロジェクトについて説明（東京都）
→本議事について、意見はなかった。
- 集合住宅等民間施設との一時避難協定締結の推進について説明（荒川区）
→本議事について、意見はなかった。
- 国土交通省における各取組について情報提供（荒川下流河川事務所）
→本議事について、意見はなかった。

（2）減災対策協議会に関する取組

- 「要配慮者等利用施設の避難訓練実施促進」の取組について、令和6年度に実施したアンケート結果及び令和7年度の取組予定を説明（荒川下流河川事務所）
→本議事について、意見はなかった。
- 要配慮者利用施設における避難訓練に関する訓練支援ツールについて説明（荒川下流河川事務所）
→本議事について、意見はなかった。
- 第3回広域自治体連携ミーティング開催報告について説明（荒川下流河川事務所）
→本議事について、意見はなかった。
- 北区大規模水害避難行動支援計画の策定について説明（北区）
→本議事について、意見はなかった。
- 災害時における移動手段や宿泊施設の確保に関する連携協定の締結について説明（墨田区）
→本議事について、意見はなかった。
- 京成本線荒川橋梁部水防訓練の実施について説明（葛飾区）
→本議事について、意見はなかった。

— 以上 —